

(可決)

新型コロナウイルス感染症対策に対する意見書

(発議第1号・原案可決)

新型コロナウイルス感染症は、各地の感染拡大に歯止めがかかっていない状況にあり、首都圏などを対象とした再度の緊急事態宣言の発令や先月13日に施行となった新型インフルエンザ等対策特別措置法等の改正等により、新規感染者数に減少傾向は見られるものの、未だ感染の水準が高く医療提供体制の逼迫が続いている地域もある。

本県においても、国や各都道府県と一致団結して感染拡大を抑え込むため、緊急事態宣言対象地域との不要不急の往来自粛や三密対策の徹底など、感染防止対策に継続して取り組んでいるところであり、こうした中において、本県の宿泊業・飲食業・交通等の多数の事業者において、利用者や取引の減少等の直接的・間接的な影響や雇用への影響が生じている。

このことから、各事業者が国の感染拡大防止に協力しながら雇用を継続している状況も踏まえ、緊急事態宣言対象地域以外に対しても再度、持続化給付金や家賃支援給付金の支給を行うほか、雇用調整助成金の特例措置や休業支援金・給付金、減税・免税措置の更なる対象拡充・延長に加え、失業給付の充実を図る等、実効性のある経済・雇用対策を講じるよう強く要望する。

また、新型コロナウイルスのワクチン接種については、過去に例のない国家的ワクチン接種プロジェクトであり、本県においても、4月以降の住民接種に向け県内市町村が医療機関等と連携しながら、接種体制の構築に向けて全力で準備を進めているところである。

しかしながら、県内から、必要十分なワクチンの確保ができるのか、副反応等を含め正確な情報が分からない、都道府県や市町村により接種体制の整備状況に差が生じているのではないかと、といった不安や懸念等の声が上がっている。

このことから、国においては、地域の実情等を踏まえた現実的なスケジュール等の計画を提示し、十分な量のワクチンや注射器等の医療用品、低温冷蔵庫等を早期に確保するとともに、国民に対するワクチン接種に関わる情報の周知・広報を行うほか、どの地域においても格差なく円滑にワクチン接種が受けられ、副反応を含めた接種者の相談窓口を周知し、地方自治体における体制整備に地方負担が生じることのない財政措置を講じるなど、国が責任をもって万全の対策を講じるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年3月3日

青 森 県 議 会

(第305回定例会・発議第1号・田中順造外46名提出)